

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

| | |
|---------|--|
| 監 査 対 象 | 農林水産部 農業水産課 |
| 指 摘 | 漁港施設の使用料は、消費税法第6条の規定により非課税とされるもの以外にあっては、富山市漁港管理条例別表第1に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額とされている。しかしながら、漁港施設利用届及び使用料等減免申請書に記載された使用料及び減免額で、そのように乗じて得た額とされておらず、また、それらに基づく使用料等減免決定書においても、同様の減免額を記載して交付しているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。 |
| 措 置 状 況 | 消費税法第6条の規定により非課税とされるものについて、令和4年5月10日に課内で再確認し再発防止の対策を行った。 今後、条例等に基づき適正な処理を行ってまいりたい。 |

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

| | |
|---------|---|
| 監 査 対 象 | 農林水産部 森林政策課 |
| 指 摘 | ア 林道開設改良事業受益者負担金の納入期限について、納入通知書を交付する日から20日以内に指定されていないものが複数見受けられたので、改善を図りたい。 |
| 措 置 状 況 | ご指摘の、林道開設改良事業受益者負担金の納入期限を納入通知書を交付する日から20日以内に指定していなかったことについて、監査終了後速やかに富山市会計規則を課内で再確認し、再発防止の対策を行った。今後は富山市会計規則に基づき、適正な処理を行ってまいりたい。 |

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

| | |
|---------|---|
| 監 査 対 象 | 活力都市創造部 都市計画課 |
| 指 摘 | 領収した現金について、即日又は領収した翌日（指定金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日）までに指定金融機関等への払込みがされていないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。 |
| 措 置 状 況 | ご指摘の領収した現金の払い込みについては、令和4年4月より、複数職員を担当に指名することで、指定金融機関の営業終了時間前に領収した現金の有無を確認し、遅滞なく払込みする体制に改めた。今後、富山市会計規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。 |